## 議案第73号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、学校施設の体育館等の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例(平成12年三好町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中学校の項中「640円」を「360円」に、「300円」を「120円」に改め、同表小学校の項中「460円」を「250円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次 項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の目前に施行日以後の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者(前項に規定する者を除く。)からは、 改正前のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、施行日前におい ても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

## みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

今よし中立子仪旭畝の利用に関する未例の一部以正利申対思衣										
改正案					現行					
(使用料)										
第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りでない。										
別表第1(第6条関係)										
区分		午前	午後	夜間	区分		午前	午後	夜間	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時30分から午後9時30			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時30分から午後9時30	
				分まで					分まで	
中学校	運動場 略	軍動場 略				中学校    同左				
	体育館	<u>360円</u>	360円	<u>360円</u>		体育館	640円	640円	<u>640円</u>	
	武道場	<u>120円</u>	120円	120円		武道場	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	
小学校	運動場 略				小学校	同左				
	体育館	250円	250円	250円		体育館	<u>460円</u>	460円	<u>460円</u>	
備考略	;				備考 略	備考略				